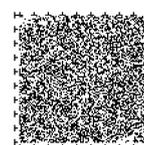

資料



1. 大田区地域福祉計画推進会議設置要綱

平成12年12月15日
保福管発第481号

改正 平成14年6月17日 平成15年4月23日
平成19年7月6日19保福計発第11029号 平成21年3月17日20保福計発第14223号
平成25年3月7日24福福発第11970号 平成26年3月10日25福福発第12046号

(設置)

第1条 大田区における地域福祉の基本的な考え方を区民と協働して検討するとともに、大田区地域福祉計画（以下「計画」という。）の推進をめざし大田区地域福祉計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 計画の策定に当たり必要な事項に関すること。
- (2) 計画の推進状況に関すること。
- (3) 計画に対する提言に関すること。
- (4) 計画の見直しに関すること。
- (5) その他福祉施策に関すること。

(委員の構成及び委嘱)

第3条 推進会議は、次に掲げる区分のうちから、区長が委嘱する委員20人以内で構成する。

- (1) 学識経験
- (2) 保健医療
- (3) 福祉
- (4) 地域

2 前項第4号に規定する委員のうち2人は、原則として公募委員とする。

3 委員を辞職しようとするときは、理由を添えて区長に申し出なければならない。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌々年度までとする。ただし、辞職した委員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

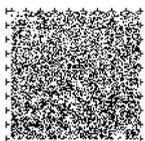
(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。



(会議)

第6条 推進会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要と認める場合は、委員以外の者に出席を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 推進会議は、原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、会長又は部会長は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(1) 公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

(2) 特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがあると認められる場合

(3) 議案に個人情報が含まれている場合

2 前項の規定に基づき会議及び議事録の全部又は一部を非公開としたものについては、委員会に関係した者は秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、福祉部福祉管理課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成14年6月17日より施行する。

付 則

この要綱は、平成15年4月23日より施行する。

付 則

この要綱は、平成19年7月6日より施行する。

付 則

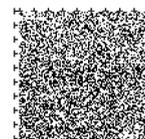
この要綱は、平成21年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日より施行する。

付 則

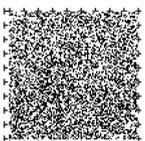
この要綱は、平成26年4月1日より施行する。



2. 大田区地域福祉計画推進会議委員名簿

任期 令和4年度～令和6年度

選出区分	分野	所属	氏名	備考
学識経験者		恩賜財団済生会	炭谷 茂	
		全国社会福祉協議会中央福祉学院	山下 興一郎	
保健医療	医師会	蒲田医師会	横川 敏男	
	歯科医師会	大森歯科医師会	岩田 悠	令和5年8月～
			阿南 雅士	～令和5年8月
福祉	高齢	大田区シニアクラブ連合会	沼本 光史	
	身体障がい	大身連	宮澤 勇	
	知的障がい	大田区手をつなぐ育成会	閑製 久美子	
	精神障がい	大田区精神障害者家族連絡会	川崎 洋子	
	児童	大田区社会福祉法人協議会	齋藤 弘美	
	事業者 (高齢・生活困窮者支援分野)	大田区介護支援専門員連絡会	石田 千尋	
やまて福祉会			佐藤 正浩	
地域	自治会・町会	大田区自治会連合会	三木 伸良	
	民生委員	大田区民生委員児童委員協議会	常安 雅彦	令和4年12月～
			吉田 久司	～令和4年12月
	地域活動団体	おおた区民活動団体連絡会	濱 洋子	
		おおた高齢者見守りネットワーク	中村 一孝	
		大田区こども食堂連絡会	山崎 剛司	令和4年11月～
	藤岡 邦子		～令和4年10月	
社会福祉協議会	大田区社会福祉協議会	中原 賢一		
公募委員 (2名)	公募		奥田 和子	
			北畠 拓也	



3. 計画の策定過程

(1) 大田区地域福祉計画 実態調査の実施(令和4年度)

日ごろの地域との関わりや区の地域福祉政策などに対する区民の意識や実態、地域福祉に関わりのある区内地域団体の活動状況やニーズを把握することを目的に「大田区地域福祉計画実態調査」を実施しました。

調査時期 令和4年11月16日(水)～12月2日(金)

調査方法 郵送により配付、郵送またはWEBにより回収

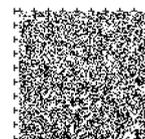
調査対象・回答結果

調査種類	調査対象	配布数	有効調査数	有効回答数	有効回答率
区民	令和4年10月1日時点で大田区在住の18歳以上の区民(無作為抽出)	3,000	2,987	1,129	37.8%
地域団体	大田区内の以下の組織・団体 ①自治会・町会 ②民生委員児童委員協議会 ③ボランティア団体 ④社会福祉法人 ⑤区民活動団体 ⑥地域福祉に係る取組みをしている民間企業	872	792	569	71.8%

(2) 大田区地域福祉計画推進会議審議経過

大田区地域福祉計画推進会議で、大田区地域福祉計画の内容についてご意見をいただきました。

回	開催日時	検討内容
第1回	令和5年5月31日(水)	○大田区地域福祉計画 指標に対する取組み実績 ○大田区地域福祉計画の策定に向けて(策定の考え方とスケジュール)
第2回	令和5年8月22日(火)	○意見交換会の実施概要について ○大田区地域福祉計画骨子(案)について
第3回	令和5年11月9日(木)	○大田区地域福祉計画の施策体系(案)について ○大田区地域福祉計画の素案について
第4回	令和6年1月31日(水)	○計画素案に対するパブリックコメント結果について ○大田区地域福祉計画(最終案)について



(3) 意見交換会の実施

<日時・参加者等>

開催日時:2023年7月11日(火)15時~17時

会 場:大田区役所会議室

参加者:計23名

- (1) 大田区社会福祉協議会・おおた地域共生ボランティアセンター職員
- (2) 大田区社会福祉協議会・地域福祉コーディネーター
- (3) 地域包括支援センター・見守り支えあいコーディネーター
- (4) 区民活動団体連絡会
- (5) 地域とつくる支援の輪プロジェクト
- (6) mics おおた
- (7) こらぼ大森
- (8) 特別出張所

<意見交換会の目的・開催の趣旨>

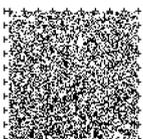
- 地域福祉計画においてなぜ地域共生社会が必要なのかをわかりやすく表現して伝えられるようにするため、地域づくりの支援に関わっていらっしゃる関係機関・団体の方々が考える、「大田区がめざす『地域共生社会』」の姿について意見交換を行う。
- 令和4年度に実施した実態調査からその必要性が明らかになってきた「気軽に相談が受けられる仕組みづくり」、「地域活動への参加の仕組みづくり」、「他者とのつながりや自らの居場所を持てる地域づくり」の3点の実現に向けた意見交換を行う。

<意見交換会の内容・流れ>

- あいさつ(会の趣旨説明)
- 実態調査の結果紹介
- 会の進行・進め方の紹介
- 自己紹介・アイスブレイク
- グループ討議(5つのグループに分かれて、各テーマについて討議・意見交換を行った)
 - (1)大田区がめざす「地域共生社会」について
 - (2)地域福祉の推進に係る取組みについて(テーマ別意見交換)
 - ①区民にとって身近な相談が受けられる仕組みについて
 - ②多様な主体が参加できる仕組みについて
 - ③住民同士のつながりや地域の居場所について
- 全体のまとめ



©大田区



<グループ討議の内容>

～大田区がめざす「地域共生社会」について～

- 5つのグループそれぞれで討議・意見交換を行った内容について発表いただきました。
- それぞれ、現状に対する課題認識もふまえて、次のような発表がありました。(要約・抜粋した内容を示しています)

○第1グループの意見概要

- ・「情報」がいちばん大切ではないか。みなさんにきちんと情報が届いていないのではないか。
- ・情報を得るにはつながりが必要で、つながりが生まれれば見守りもできる。つながりをつくるためには仕組みが必要である。
- ・仕組みづくりのために、お互い支えられるような、マインドを高めていくことが重要。
- ・活動には寄付も必要。学校教育も含め、寄付についての啓発が緩い。



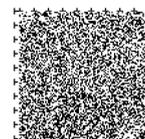
○第2グループの意見概要

- ・多様な主体間の議論において行政も入っていることが重要である。
- ・主体が中高年の人たちが多く、若い世代の人たちが入っていない。
- ・いろいろな団体等の活動だけでなく、それらが交わる「リビング」のようなスペースがあるとよい。
- ・「隙間がない」形でなく、「遊び」の部分があり、潤滑油のような役割をするような人が入っていけるような活動が必要ではないか。
- ・協働や対話において、仲間外れにせずに活動していくことが重要ではないか。



○第3グループの意見概要

- ・身近なところで相談できる環境があると、安心して暮らせる共生社会に近づく。
- ・地域共生社会実現に向けては、各々個人が孤立せずに自分の能力を發揮できることが必要である。その前提として、自分の存在を認めること、また、相手の存在も認めることが大事。
- ・地域活動に参加する企業のネットワークができるとよい。
- ・地域共生社会をつくるのであれば、多様な働き方を企業でも考えてもらうことが大切。会社員と地域の活動、2つの生き方ができ、地域活動が充実することで、個人の自信につながる。
- ・企業が能力に応じて働ける環境を整えることで、共生社会につながっていく。マイノリティ的な方、一人暮らし高齢者なども含めて、安心して自分を出せる社会をつくる。
- ・孤立させない方法として、あいさつがすごく大事。ひとりじゃない、自分を見てくれているということを感じ、安心できる環境につながる。



○第4グループの意見概要

- ・話し合いの中での共通したキーワードとして「居場所」と「多様性」ということがあった。
- ・輪づくりはすでにあちこちできているが、その輪と輪をつなげるということをやってみることが重要ではないか。
- ・住民がまちづくりなどに意見を出し合える場、主体性を持って参加できる場が、できれば歩いて行ける距離にあるとよい。
- ・自分たちが主体でやる、行政はこれを支援してくださいという姿勢。行政はサポートしてくれると助かる。
- ・相談する先は家族、親戚、友人・知人だが、その間にコーディネーターがいるとよい。



○第5グループの意見概要

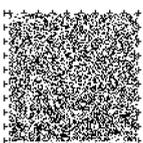
- ・まず話し合える場があるということ、その際誰もが同じ舞台・仕組みに乗れることが重要だと思う。
- ・安全なまちを考えていくうえで、なぜつながりが大切かを考えてつながることも重要である。
- ・考えなければならないテーマだけでなく、楽しいということも大切である。
- ・ゆるくて出入り自由な居場所が地域にあるとよい。そこでもしかしたら相談を受けるかもしれないし、安心感を得られる、つながりを深められるかもしれない。
- ・情報ツールなど、「今どきのツール」も必要ではないか。また、ツールがあるだけでなく、リアルにどうつなげるかということも考えていく必要がある。



～地域福祉の推進に係る取組みについて～

■区民にとって身近な相談が受けられる仕組みについて

- ・相談が受けられる仕組みについて、まず相手ファースト、相手の気持ちに寄り添うことが大切。これは民間だけでなく公的機関や社会福祉協議会も含めてしっかりと受け止めていくことがまず大事ではないか。
- ・民間と公的機関や社会福祉協議会と連携しながら、情報共有だけでなくつなぎ場所なども共有し合って対応できるようにする。
- ・相談できるところとして、好きな時間帯に相談できるところ、歩いて行けるところ、オンラインも大切なのではないか。
- ・支えあう仕組みづくりのひとつとして、公と民間の方たちが一緒になって話し合う場が必要。
- ・相談に足を運ぶのはやっぱりハードルが高い、嫌だなんて思う人が多いので、いろんな人たちがほっとできる居場所がたくさんいろいろな形で地域の中にあるとよい。その中でポロッと出てくる、悩みや困りごと、それをどうやって受け止めていけるか。



■多様な主体が参加できる仕組みについて

- ・参加するきっかけとして、地域住民が関心のある防災の課題や食の課題などをテーマにしたイベントをするということが考えられる。
- ・多くの方に地域活動を知ってもらい、参加者を増やしていくためには、SNS の発信なども重要であるが、実際に活動に参加した方が、活動の楽しさ等を広げてもらうことも大切である。
- ・イベントを行うときにはさまざまな方から協力を得るが、負担ない形で手伝い等ができる仕組みを考えていかなければならない。参加する方、主催する方が全員ハッピーになるような、やってよかったなって思える仕組みが必要。
- ・参加できるハードルの低さだったり、楽しさだったりを考えて仕組みを考えていかないと参加してくる人たちはいないのではないか。自分たちが好きで楽しくてやりたくてやったことが評価されるような形に仕組みとしてなってくると、みんな参加しやすい。
- ・小さい規模で集まって始めて、やり続けていくことで最終的に大きな活動につながっていくのではないかな。

■住民同士のつながりや地域の居場所について

- ・人と人のつながりをつくるには、地域に常に開いている場所があることが重要ではないか。いつでもそこに行けば誰かがいて、なにか話ができ、もしかしたら楽しいところかもしれないし、心が助かる場所かもしれない。
- ・ハード面も大事であるがソフト面も大事で、結局人をつなぐのは人であることから、ハブになる人・キーマンとなる人がいて、つながりには相性もあるため、地域のことを知って、人のことを知って、地道につないでいくことが重要ではないか。
- ・コロナ禍で地域のイベントなどが止まっていたところをしっかりと再開して活動していくことがまず必要ではないか。(祭り、防災のイベント、自治会、PTA、「親父の会」など)
- ・物理的な意味での環境・居場所が大切で、活動したいときに使えるようにしていくことが求められる。
- ・また、建物だけでなく、本人にとって居心地がよい場所が大切であるから、さまざまな形で環境をつくっていくように支援していけるようにすることが重要ではないか。

(4) パブリックコメントの実施

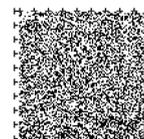
令和5年12月7日(木)から令和5年12月27日(水)までの期間、パブリックコメント(区民意見公募手続)を実施しました。

(5) 区民説明会の実施

令和5年12月12日(火)と12月17日(日)に区民説明会を開催しました。



©大田区



4. 用語解説

あ行

アウトリーチ(P.16など)

生活上何らかの問題を抱えながらも自ら支援を求めない、支援を拒否する、あるいは本人の意識に問題として顕在化していない方などに対して、援助者側から積極的に出向き、問題解決への動機づけを高めるように行う専門的援助のこと。

アセスメント(P.82)

本計画では、医療、福祉、介護など対人援助の技術のひとつで、問診や検査などの結果を評価し、利用者が解決しなければならない問題点を導き出すことをいう。

意思決定支援(P.89など)

ひとりで決めることに不安のある方々を法的に保護し、本人の意思を尊重した支援を行うこと。

eラーニング(P.75・109)

コンピュータやインターネット等のIT技術を活用して行う学習のこと。

SNS(P.30など)

ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略語で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。

SDGs(P.10など)

Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略語。すべての人々にとってよりよい、より持続可能な未来を築くための構想で、貧困や不平等、気候変動、環境劣化、繁栄、平和と公正など、私たちが直面するグローバルな諸課題の解決をめざすもの。

SDGsプラットフォーム(P.29・60)

SDGsに取り組む区と民間企業、または民間企業同士をマッチングして、地域課題の解決を図る取組み。

NPO(P.2など)

Non Profit Organization(非営利活動団体)の略語。自発的、継続的に社会貢献を行う、営利を目的としない市民活動団体やボランティア団体。

LGBTQ+(P.43)

LGBTQは、Lesbian(レズビアン=女性同性愛者)、Gay(ゲイ=男性同性愛者)、Bisexual(バイセクシャル=両性愛者)、Transgender(トランスジェンダー=心の性と体の性の不一致)、Queer/Questioning(クィアまたはクエスチョニング=性的指向・性自認が定まらない人)の頭文字をつなげた略語。さらに、そうした定義に定まらない多様な人々を含めて「LGBTQ+」という表現を用いる。

老いじたく(P.7など)

「人生100年時代」と言われる今日において、自分自身の将来に向けて、財産の整理や遺言の作成、老後の暮らし方など、備えておきたいことや不安に思っていることを整理すること。

か行

区長申立て(P.93など)

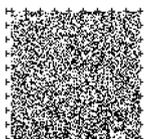
本人や親族による申立てができず、本人の福祉を図るために成年後見制度を利用することが特に必要な場合、区長が申立てを行うことができる制度。

グレーゾーン(P.80)

発達障害の特性がみられるものの診断基準をすべて満たさないため、確定的な診断がおりない状態をいう。

権利擁護支援(P.43など)

意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取り引きへの対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として、支援を必要とする人が、地域社会へ参加し、ともに自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動。



合理的配慮(P.15)

障がいのある人が、障がいのない人と同じように活動することができるように、物の形やルールなどを変えたり、支援する人を置いたりする行為のこと。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」における「合理的配慮」は、障がいのある人や家族等から、何らかの配慮を求める意思の表明があった場合において、その実施にあたり、過重な負担がないものとされている。

孤独・孤立(P.4・15・30)

一般に、「孤独」は主観的概念であり、ひとりぼっちと感じる精神的な状態を指し、寂しいことという感情を含めて用いられる。「孤立」は客観的概念であり、社会とのつながりや助けのない又は少ない状態を指す。

個別避難計画(P.76)

災害時に自ら避難することが困難な高齢者・障がい者等(避難行動要支援者)が避難できるよう、あらかじめ「避難者」、「避難経路」「避難の支援をしてくれる方」等を記入する計画。

さ行

産後ドゥーラ(P.32)

産前産後のお母さんに寄り添い、家事や育児をサポートする産後ケアの専門家。保育、調理、産前産後の女性の身体について等の講義を受け認定されている。

CSR(P.5)

Corporate Social Responsibility(企業の社会的責任)の略。企業活動において、社会的公正や環境などへの配慮を組み込み、従業員、投資家、地域社会などの利害関係者に対して責任ある行動をとるとともに、説明責任を果たしていくことを求める考え方。

ジェンダーアイデンティティ(P.15)

女性か男性か、あるいはそのどちらにも属さない性かといった心理的な自己認識。

指導監査(検査)(P.74)

社会福祉法人に対する指導監査には、一般監査と特別監査があり、一般監査は実施計画を策定した上で一定の周期で実施され、特別監査は運営等に重大な問題を有する法人を対象として随時実施される。また、福祉サービス事業者に対する指導の方法には、集団指導と運営指導とがある。

児童相談所(P.67・70)

児童福祉法に基づき設置され、児童(満18歳に満たない者)や家庭の問題の相談や、児童とその保護者の指導などを行う機関。

市民後見人(P.7など)

弁護士や司法書士、社会福祉士などの資格をもたない、親族以外の市民による成年後見人等のこと。

社会的包摂(P.19・48・54)

貧困や失業などさまざまな事情を背景に、社会から結果的に排除されている人々の他者とのつながりを回復し、社会の相互的な関係性の中に引き入れていこうという考え方。「社会的排除」の解消を表す言葉。

社会福祉法人協議会(P.29・72・126)

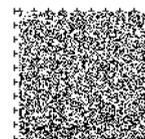
「大田区社会福祉法人協議会(おおた福祉ネット)」は、大田区内で社会福祉施設の経営など社会福祉事業を行っている社会福祉法人で組織されている。それぞれの社会福祉法人が、得意とする能力を持ち寄って協力するためのプラットフォーム(土台)の役割を担い、社会福祉法人相互の連携を図りながら、大田区の地域福祉の向上をめざしている。

重層的支援体制整備事業(P.9など)

令和2年6月の社会福祉法の改正に伴い、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「包括的相談支援」「参加支援」「地域づくり支援」を一体的に実施する事業のこと。

生活保護(P.4・67・116)

生活に困窮した人に対する、国の保護制度。生活保護は困窮の程度に応じた最低限度の生活の保障と自立の助長を目的としている。保護には生活扶助、医療扶助などがある。



制度の狭間(P.19・121)

例えば軽度の認知症や精神障がい疑われさまざまな問題を抱えているが公的支援制度の受給要件を満たさないなど、既存の福祉制度等では支援が行き届かないような状況のこと。

成年後見制度(P.8など)

知的障害・精神障害・認知症などによってひとりで決めることに不安や心配のある人が、いろいろな契約や手続をする際に支援を行う制度。

セルフネグレクト(P.86・89)

生活環境や栄養状態が悪化しているのに、それを改善しようという気力を失い、周囲に助けを求めない状態を指す。

ソーシャルインクルージョン(P.63)

「社会的包摂」を参照。

た行

ダブルケア(P.86)

子育てと親の介護を同時に抱えている状態。

多文化共生(P.43)

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域の中でともに暮らしていくこと。

地域活動(P.5など)

地域のみなさんが自主的・主体的に行っている活動で、福祉、防災・防犯、教育、環境美化などの地域課題の解決や、住民同士のつながりづくりなどに関わる活動のこと。

地域共生社会(P.2など)

制度・分野ごとの縦割りや、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が、世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会をめざすもの。

地域資源(P.12など)

住民組織、民間企業、専門職団体等、住民の暮らしを支えている人、あるいは物、お金、情報等。

地域生活課題(P.5・12・122)

地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、地域社会からの孤立、その他の日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題を意味する。

地域福祉権利擁護事業(P.89など)

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の判断能力が不十分な者が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うことにより、その者の権利擁護に資することを目的とするもの。

地域福祉コーディネーター(P.7など)

地域生活課題を抱えている方が地域のみなさんと一緒に課題解決に取り組めるよう、関係機関との連携に向けた調整を行うつなぎ役を行う人のこと。

地域包括ケアシステム(P.70)

高齢者等が、住み慣れた地域で自立した日常生活を送れるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を一体的に提供する仕組み。

地域包括支援センター(P.34など)

介護や生活支援が必要な高齢者等が住み慣れた地域で暮らし続けられるように、医療、介護、保健の専門職が連携してサポートするための相談機関。

地域連携ネットワーク(P.84など)

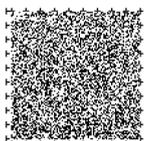
地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、権利擁護に関する支援の必要性や適切な支援内容の検討、支援等を専門的な観点により多角的に行うネットワーク。

中核機関(P.43など)

地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、地域連携ネットワークを効果的に運営していくために、中心となって関係機関との連携・調整等コーディネートを担う機関のこと。

DX(P.23など)

digital transformation(デジタルトランスフォーメーション)の略語。自治体においては、自治体がデジタル技術を活用し、住民の利便性や行政サービスの質を高めることを意味する。



DV(P.22・67)

Domestic Violence(ドメスティックバイオレンス)の略語。配偶者や恋人等親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のこと。

デジタルデバイド(P.21)

インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。

な行**日常生活圏域(P.12・70)**

国の介護保険制度に基づき、地理的条件・人口・交通事情やその他の社会的条件を勘案し、概ね30分以内に必要なサービスが提供される区域として設定されたもの。

日常生活自立支援事業(P.89など)

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。

任意後見制度(P.92など)

あらかじめご本人自らが選んだ人(任意後見人)に、ひとりで決めることが心配になったとき、代わりにしてもらいたいことを契約(任意後見契約)で決めておく制度。

ノーマライゼーション(P.86)

高齢者や障がい者など、ハンディキャップがある人もごく普通の生活を営むことができ、かつ差別されない社会をつくる、という基本理念。

は行**8050問題(P.4・86)**

ひきこもりの長期化により、子どもと親がともに高齢化し、社会的孤立から生活が立ち行かなくなる問題のこと。80代の親がひきこもりの50代の子の生活を支える状況に代表される。

ハブ(P.46・131)

中枢・中核拠点を意味する言葉。

バリアフリー(P.21)

障がい者、高齢者などが社会生活を営むうえで支障となる物理的、社会的、制度的、心理的なさまざまな障壁を取り除くこと。

VR(P.45)

Virtual Realityの略語。コンピュータによって作り出された仮想的な空間を現実のように知覚させるテクノロジー。

複合課題(P.16・86)

例えば高齢の親と無職独身の50歳代の子どもが同居している世帯、介護と育児に同時に直面している世帯等、複数の領域に関する課題が重なり合っているような状況。また、福祉のほか、医療、保健、雇用・就労、司法、産業、教育、家計、権利擁護、多文化共生等多岐にわたる連携体制が必要となるような課題のこと。

福祉教育(P.42)

身の回りの人々や地域との関わりをとおして、そこにどのような福祉課題があるかを学び、その課題を解決する方法を考え、解決のため行動する力を養うことを目的として行われる教育のこと。

福祉避難所(P.77)

災害発生時に、高齢者や障がい者、乳幼児等で、一般の避難者と避難所での避難生活を送ることが困難な方が一時的に避難生活を送るために開設する施設のこと。

フードドライブ(P.50など)

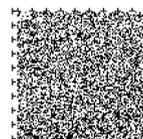
ご家庭や企業等から未利用の食品を集めて、食品を必要としている地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動のこと。

フードパントリー(P.50・51・80)

一時的に生活を維持するための収入を得ることが困難な状況になった方に対して、無料で食料を提供する活動。食料は、家庭、企業・団体のみなさんからの寄付や、募金を原資としている。

プラットフォーム(P.17など)

基盤・基礎・土台。「みんなが乗る舞台」という意味もあり、計画においては、「共有・協議する場」を指す用語として用いている。



包摂(P.11など)

「社会的包摂」を参照。

.....

法定後見制度(P.92)

家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる(選任される)制度。不安や心配の程度に応じて3つの種類(類型)が用意されている。

ま行

マイ・タイムライン(P.76)

大雨や台風などの風水害から自分自身を守るための一人ひとりの防災行動計画のこと。災害が発生する前に、「いつ」、「誰が」、「何をするのか」を時系列に整理しておくことで、いざというときに慌てず、安全に避難行動を取ることができ、「逃げ遅れ」によって自宅などに取り残されてしまうリスクの軽減に繋がることが期待できる。

.....

民生委員児童委員(P.7など)

社会奉仕の精神をもって地域社会の生活困窮者、心身障がい者(児)、高齢者、ひとり親家庭等で問題を抱えている人に対して、相談援助にあたっている人。都知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱する。

.....

メンタルヘルス(P.18)

体の健康ではなく、こころの健康状態を意味する言葉。

や行

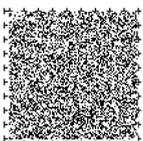
ヤングケアラー(P.4)

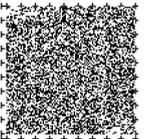
本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがある。

.....

ユニバーサルデザイン(P.9・42)

あらかじめ障がいの有無、年齢、性別、国籍等に関わらず、多様な人々が利用しやすいように考えて、都市や生活環境をデザインすること。





大田区地域福祉計画

大田区成年後見制度等利用促進基本計画

令和 6 年度～令和 10 年度

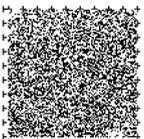
発行年月:令和6年3月

発行:大田区福祉部福祉管理課

〒144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号

電話:03-5744-1111(代表)

ホームページ:<https://www.city.ota.tokyo.jp/>





大田区

大田区地域福祉計画

令和6年度～令和10年度

発行 令和6年3月

